

旭川大雪アリーナ使用料

冬 期 間

使 用 区 分			時 間 区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日	早朝・深夜等
				9 時 ～ 1 2 時	1 3 時 ～ 1 7 時	1 8 時 ～ 2 1 時	9 時 ～ 2 1 時	1時間当り
専 用 使 用	多 目 的 ア リ ー ナ	ア マ ス ポ	平 日	45,990	61,320	45,990	183,960	15,330
			土・日・休日	55,170	73,560	55,170	220,680	18,390
		展 示 会 等	平 日	181,920	242,560	181,920	727,680	60,640
			土・日・休日	218,310	291,080	218,310	873,240	72,770
		興 業	平 日	396,030	528,040	396,030	1,584,120	132,010
			土・日・休日	475,230	633,640	475,230	1,900,920	158,410
	多 目 的 ル ー ム		平 日	2,940	3,920	2,940	11,760	980
			土・日・休日	3,540	4,720	3,540	14,160	1,180
	会 議 室		平 日	600	800	600	2,400	200
			土・日・休日	720	960	720	2,880	240
個 人 使 用	多 目 的 ア リ ー ナ		高 校 生	1回につき 670円				
			一 般	1回につき 1,120円				

- 備 考
- この表において「冬期間」とはアイススケート場として使用する期間をいい、「夏期間」とは「冬期間」以外の期間をいう。
 - この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいい、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。
 - この表において「高校生」には高校生と同年齢の者を含む。
 - この表において「早朝・深夜等」とは9時以前。12時から13時までの間。17時から18時までの間及び21時以降の時間をいう。
 - 一月券は、当該券を発行した日から起算して一月間使用することができる。
 - シーズン券は、当該券を発行した年度の冬期間使用することができる。
 - 使用者が入場料又はこれに類する料金を徴収する場合は、この表に規定する額に1.5を乗じて得た額とする。
 - アリーナを準備または撤去のために使用する場合は、この表に規定する額に(前項の場合は、同項の規定により算出した額)0.5を乗じて得た額とする。
 - 附属設備以外の電気器具を使用した場合は、電気料金の実費を徴収する。
 - 専用使用における使用料金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。